

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年3月9日)

1 臨時全国知事会議の概要について

【企画課】・・・1ページ

企 画 部

臨時全国知事会議の概要について

平成23年3月9日
企 画 課

平成23年2月26日（土）に開催された臨時全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 日時及び場所

日時 平成23年2月26日（土） 午後4時～
場所 東京都内（都道府県会館）

2 会議の概要

（1）「社会保障と税の一体改革」及び地方消費税について

- 菅総理の施政方針演説において、社会保障改革5原則として「子ども・子育て」や「地方によるサービス給付」が説明されているにも関わらず、これらを抜きにして「社会保障と税」の議論が行われていることについて、強い懸念が示された。
- 歳入（税）を議論するには、まずは歳出（社会保障）の議論をすべきであり、多くの地方歳出を伴う社会保障の議論に当たっては、当然地方の意見を聞くべき、また、現在の国の議論は財務省主導で進んでおり、三位一体改革時の再来であり、危機感を持って全国知事会が一丸となって戦っていく必要がある、との意見が相次いだ。
- デフレの状況等に鑑み、現段階で消費税率アップを求めるのは避けるべきとの意見もあった。
- 以上のような意見を受け、原案として示された全国知事会の決議案に、①議論の舞台に地方も参画させること、②国も行政改革を徹底すること、③政府は経済状況の好転に十分配慮すること、の3点を追加して明記し、今後国へ要請していくこととした。
- また、「社会保障制度改革と地方が果たすべき役割」について、全国知事会の関係分野PT等の代表者からなる検討チームを新たに設置し、地方側の基本的な考え方を早急にとりまとめることとした。

（2）国出先機関の原則廃止について

- 内閣府が3月末までの期間で提案募集を開始した「ハローワーク特区提案」について、各都道府県が国へ提案する前の段階で、京都府が、全国知事会として、全都道府県共通で提案を行う際の権限・業務の最低ラインをとりまとめた後、それを踏まえて各都道府県が特区提案を行っていくこととした。
- その提案内容は、国が示している「国・地方の一体的実施」にとらわれず、権限移譲（国出先機関廃止）の観点から、幅広に捉えて、一步踏み込んだ内容の提案を行っていくこととした。

(3)「地域主権関連3法案」の早期成立について

- 政府及び与野党に対して、「地域主権関連3法案」の早期成立に係る要請を行っていくこととした。

(4)「総合特区法案」の早期成立について

- 全国知事会として「総合特別区域法の早期成立」に係る要請文をまとめ、国に要請することとした。

(5)二元代表制のあり方及び地方自治法等の改正の動きについて

- 議会と首長が対立した場合の対処の仕方や地域政党の動きなどについて、全国知事会としてどう考えていくべきか自由討論が行われた。
- 昨年、全国知事会が提出した地方自治法等の改正に係る意見書に対して総務省から回答がないこと、地方自治法の改正については、地方財政検討会議（総務省に設置）で検討が行われているものの、従来のような報告書なども一切出されていない状況下で法律改正をしようとする事自体に問題があること、そのため、2月23日、全国知事会として改めて「地方自治法等の改正についての意見」を総務省に提出した旨の報告があった。

(6) NPO新認定制度について

- 認定NPO法人制度について、平成23年度税制改正大綱において、認定事務の都道府県への移管など、大幅な制度改正が示され、政府内で今国会への法案提出に向けた準備が進められていることに鑑み、新法案の早期提示のほか、適切な会計基準の設定や財源措置といった事務移管に係る意見などを盛り込んだ「NPO法人新認定制度の協議」に係る要請文をまとめ、国に要請することとした。

地方の役割を踏まえた「社会保障と税の一体改革」を求める

平成23年2月26日
全国知事会

政府は、今年6月までに社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく、「社会保障と税の一体改革」に向けた議論を開始した。全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に2年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

しかし、国民的な議論をオープンに進めるとして設置された「社会保障改革に関する集中検討会議」の委員に地方自治体の代表が選任されず、地方の意見を聴取する予定も示されていない。地方の参画なしに議論が進められていることは誠に遺憾である。

我が国の社会保障制度は、年金など一部の分野を除き、地方自治体を運営主体としている。介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の運営をはじめ、公立病院、保育所及び放課後児童クラブ等の設置・運営、乳幼児医療費助成、妊産婦健診、障害者自立支援給付などの福祉サービスは、国民に最も身近なところで地方自治体が幅広く担っており、政府の目指す「強い社会保障」は、国だけで実現できるものではない。国における年金をはじめとする現金給付等と地方における様々な福祉サービスが車の両輪として一体的に提供されてこそ、国民生活の安心が確保される。

我々は、「社会保障と税の一体改革」について、国とともに責任を果たしていく決意である。今後の改革の推進に当たっては、下記の点を踏まえるよう、強く要請する。

記

1 狭義の社会保障に限定せず、福祉全体を見据えた改革を行うこと

社会保障の財源確保に当たって、国の予算総則で定められた基礎年金、老人医療及び介護のいわゆる高齢者3経費に充てる国の消費税の不足だけに焦点を当てる議論があるが、これは極めて不適切である。

広く国民に新たな負担を求める議論を行う以上、国民に還元される社会保障の財源として理解を求めることは重要である。その際には、高齢者を対象とした給付に限定するのではなく、制度全般を支える地方の参画の下、子育て支援、医療や障害者福祉をはじめ、切れ目なく全世代を対象とした持続可能な福祉全体のあるべき姿を示し、全ての国民の生活の安心につながる改革とすべきである。

2 地方の役割を踏まえた税制改革を行うこと

これらの社会保障の財源は、国と地方がそれぞれ分担している。地方は、極めて厳しい財政状況の下、公共事業などの投資的経費をピーク時の4割近くまで抑制し、国を上回る大幅な職員数の削減や独自の給与カットなど、行財政改革に徹底して取り組むことにより必要な財源を捻出し、制度を支えてきた。国民に負担を求める前提として、国においても、出先機関の廃止など徹底した行財政改革が必要である。

少子高齢化の急速な進行に伴い、社会保障に係る平成22年度の負担額は、国の27.6兆円に対し、地方が16.8兆円に上っている。今後、現行制度のままで推移した場合、さらに毎年国費約1兆円、地方費約0.7兆円と、共に大幅な増加が見込まれる。

以上を踏まえ、国・地方を通じて安定的に運営できる社会保障制度のあるべき姿を示した上で、次世代に負担を先送りすることなく、地方の役割を踏まえた税制改革を行うべきである。

3 地方の参画の下で一体改革を行うこと

地方の参画の下で、地方の意見や制度運営の実態を十分踏まえて一体改革を行うべきである。

地域主権関連3法案の今国会での確実な成立を求める

平成23年2月26日

全国知事会

「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権関連3法案は、地方からの再三にわたる要請にも関わらず、昨年通常国会から継続審議となっている。

特に「国と地方の協議の場」の法制化は、地方の長年の悲願である。現在検討がなされている、地方が提供するサービスを含む社会保障と税の一体改革や、住民投票制度の創設等を内容とする地方自治法の改正などは、「国と地方の協議の場」が法制化されれば、いずれも真摯な協議の下に、地方の現場の実態に即した制度設計がなされるはずである。

地域主権関連3法案の成立は、地方が地域の資源と独自の創意工夫を最大限に活かせる真の分権型社会の実現に不可欠なものである。先の臨時国会では成立に向けた与野党間協議も整ったものと理解している。これら3法案を今国会で確実に成立させることを強く求めるものである。

総合特別区域法の早期成立について（要請）

わが国経済は、長期のデフレや円高の進行による国際競争力の低下や企業活動の海外移転という厳しい試練の中にある。なかでも、地方の現状は、極めて深刻である。人口の減少が続き、雇用情勢も厳しい状況が続いている。このような疲弊する地方経済の活性化は、わが国にとって緊急かつ最大の課題であり、強力な地域活性化策を講じなければならない。

政府は、昨年6月、わが国経済の閉塞状況を打ち破り、元気な日本の復活を目指す成長戦略を打ち出した。この中で、地方活性化対策の重要な柱となるのが、産業の国際競争力の強化と地域活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進する総合特区制度である。

昨年9月、政府が行った総合特区制度に関する提案募集に対し、全国各地から450件にのぼる具体的提案がなされるなど、地方はこの政策に極めて大きな期待を寄せている。

地域の活性化を図り、わが国の新しい成長を実現するためには、地方が、自然的、経済的、社会的な特性を最大限に活用しながら地域一体となって取り組む発展戦略に対し、政府が規制の特例措置、税制上の支援措置、財政上の支援措置等必要な施策を総合的かつ集中的に講ずる新しい政策手法である総合特区制度が、早急に実行されなければならない。総合特別区域法の早期成立を強く要請する。

平成23年2月26日

全国知事会 会長 麻 生 渡